

令和6年度 第2のふるさとづくりプロジェクト 事業概要

1. 事業目的

令和5年度に引き続き、栗東市内にある地域資源（自然、農業、歴史、社会文化など）や地域の人々と触れ合い、また「継続的」かつ「4回から5回の頻度」で栗東市を訪れることにより、地域との関係性が徐々に深まり、地域への愛着が生まれ、交流人口・関係人口拡大、地域の活性化につながると期待できる。

2. 事業の方向性

- ① 令和5年度における「第2のふるさとづくりプロジェクト」において、栗東市の走井地域との関係性を深め、当市を訪れた後も走井地域への関心を継続できる仕組みづくりを行った。令和6年度においては、自然環境への関心が高い層やふるさとを持たない若年層等にターゲットを絞りプログラムを造成する。
- ② 「第2のふるさとづくりプロジェクト」により本市を訪れた来訪者を対象に、今後数年にわたり、継続的かつ4回から5回を目標に再訪してもらえるようなプログラムを造成。地域と深めた関係性を前提とし、再び訪れてもらえるよう個別のターゲットに着目し事業を行う。

3. ターゲット

- 学生(地域社会、経済、建築、住文化などを専攻)
- 近隣都市域のファミリー層(子供に田舎体験を希望する家族など)

4. 令和6年度実施事業内容

- ① 継続的で何度も訪れたくなる仕掛けづくり
 - ・ 令和5年度に実施した「住まいの記憶史調査」を継続的に実施し、学生に再来してもらいとともに、研究内容を活かし、体験プログラムの造成等につなげる。
 - ・ 子育て家族世帯に田舎の日常を体験してもらい、「ふるさとへの里帰り」を疑似体験することで栗東市の山間部に愛着を持てるようなプログラムを造成する。

② 移動環境の整備

- ・ 来訪者が連続的・継続的に活動フィールドとする①農地、②走井ファームのカフェスペース、③広徳寺、④古民家の農福連携拠点「あるきだす」を有機的に結びつけ、交流拠点とする。
- ・ こんぜめぐりちゃんバスの臨時増便。
- ・ 乗り合いタクシーを実施。（乗り合いアプリを活用）

背景・地域が抱える課題

栗東市は、京都・大津にアクセスが良く市北部は市街化が進んでいるが、一方、市南部の山村エリアは少子高齢化、遊休農地の増加、駅からの二次交通等の課題がある。また、市全域でも宿泊観光の獲得の難しさと観光消費額の低迷などの課題がある。以上の課題解決に向け、令和5年度の本事業で、「自然を活かし、森林・農業・伝統行事に触れる機会をプログラム化、近隣大学の学生からコンシェルジュ参画を得て、学生や近隣都市域のファミリー層（子ども）が将来にわたり再訪する「第2のふるさと」となることを目指し取り組みを行い、リピーター層の獲得とニーズ・課題の把握を進めた。

本事業のターゲット及びそのニーズ

- 学生（地域社会・経済専攻）：学業を活かせる実践的な地域振興活動に参画し、経験を深めたい。活きた研究対象を得るとともに、研究成果を地域に還元したい。
- 学生（建築専攻・住文化専攻）：地域に入り込んだコーディネーターの媒介がなければ触れられない研究対象（住まい・住民）を獲得したい。
- 近隣都市域のファミリー層：子どもに田舎体験をさせたい。作られたイベントだけではなく、飾らない里帰り体験のような経験を子どもにさせたい。

今年度事業の目標・KPI

ロイヤルカスタマー（4回以上来訪者）：20人
※インターン学生2人、ファミリー5家族18人（ひと家族平均3.5人換算）
リピーター：80人 ※調査体験参加10人、ファミリー20家族70人
学生のゼミ活動の受け入れ：2大学

実施体制

■ 全体統括：一般社団法人栗東市観光協会 ■ 関係機関・地域調整：栗東市、■ 体験交流機会の創出：明日の走井を考える会、NPO法人くらすむ滋賀、NPO法人縁活、はしりファーム、一般社団法人Attipect ■ コンシェルジュ指導・支援Melialei、■ 地域交通：帝産湖南交通株式会社、株式会社帝産タクシー滋賀 ■ 評価検証・中期計画検討：株式会社フォルテ森林技術経営研究所

取組内容

- ①継続的かつ多頻度での来訪を促すための仕組みづくりについて記載
＜①の i . ii . iii .の要素を中心に記載＞
- ① i プログラム造成：
学生向け：田舎のインターン、来訪者受入体験（学生コンシェルジュ・インターン）ゼミ研究となるすまいの記憶史調査体験
子育て世代ファミリー
ロイヤルカスタマー向け 田舎暮らし体験（セミ・プライベートな体験提供）
リピーター向け 連続的な農と伝統行事の体験（体験イベント）
 - ① ii 関係性継続・深化： オンライン講座開設（地域学習）
コミュニケーションツールの運用（LINEオープンチャット）地域の様子を随時発信
ロイヤルカスタマー向けの会員証発行と情報発信
 - ① iii 受入体制整備：
学生コンシェルジュ・インターンに対するメンター体制（支援・指導体制）
懇話会：有識者の参画を得て、取組自走化、地域交通等を協議
関係者連絡会：「理解促進講座」と「事業推進・調整」を兼ねた地域関係者での情報共有と協議の場
地域で活動する団体の支援者（サポーター）としての迎え入れる体制の構築
- ② i .地域との深い交流を生み出す交流拠点の構築のための実証について記載
来訪者が継続的・継続的に活動フィールドとする①遊休農地、②走井ファームのカフェスペース、③広徳寺、④古民家の農福連携拠点「あるきだす」を有機的に結びつけ、交流拠点とする。

- ② ii . iii . iv .のうち、本事業で取り組むものに○をつけ、内容を記載
- ii . 継続的かつ多頻度での来訪に適した宿泊環境の整備
 - ③ iii 継続的かつ多頻度での来訪に適した移動環境の整備
 - ④ iv 滞在期間中の地域内消費の拡大・地域との交流の深化を図るための移動環境の整備
- ② iii こんぜめぐりちゃんバスの臨時増便（駅からの二次交通）
- ② iv オンデマンド乗り合いタクシー（交通空白地域での周遊手段）

次年度以降の取組内容

■ 学生コンシェルジュ・インターンの後輩後継者獲得 ■ 走井と深く関わるロイヤルカスタマーの会員組織「ららん走井's」の定着と交流事業への参画の深化 ■ くらすむ滋賀による「すまいの記憶史調査」の継続と地域の古民家の交流事業への利活用策の具体化（都市計画上の規制の把握と対応策の検討） ■ 実証する二次交通の定着に向けた地域内調整 ■ 古民家の農福連携拠点「あるきだす」での交流イベントの充実

「第 2 のふるさとづくりプロジェクト」継続した来訪促進のためのモデル実証事業
地方公共団体による趣意書

事業名	山と里とともに生きる奥金勝（おくこんぜ）「ファザーフォレストライフ」構築実証事業
-----	--

趣意書作成組織			
組織名	滋賀県栗東市		
代表者名 (役職)	竹村 健 (栗東市長)		
所在地	滋賀県栗東市安養寺1丁目13-33		
代表番号 (電話)	077-553-1234	代表番号 (FAX)	077-551-0148
担当する部局			
部局名	環境経済部商工観光労政課	氏名 (役職)	木村 吉信 (課長補佐)
電話番号	077-551-0236	メール アドレス	shoukan@city.ritto.lg.jp
連携する部局			
部局名		氏名 (役職)	
電話番号		メール アドレス	
内容			
一般社団法人栗東市観光協会は2019年の設立より、観光コンテンツの造成や情報発信を通して、滋賀県内をはじめ、京都、大阪などの近隣の都市部からの観光客を継続的に獲得してきている。当協会は昨年度の「第 2 のふるさとづくりプロジェクト」において、市内の山間部にある走井地区において、田植えや稲刈りなどの農業体験や左義長などの伝統行事の体験事業などの地元密着型のコンテンツを実施している。それにより、走井地区の活性化やまちづくりの一貫を担っている。また、地域と来場者の結びつきを深めるとともに、来訪者が何度も訪れるようにコンテンツの磨き上げに務め、継続的に再訪者の創出に努めている。 一般社団法人栗東市観光協会本事業の主旨と合致する取組を行うことを前提に栗東市として、事業内容を承諾しており、連携する旨を相互に確認している。			

注 1：趣意書の内容に対して、地方公共団体へ問い合わせを行う場合があります。

「第2のふるさとづくりプロジェクト」
ターゲットニーズに着目した再来訪促進のためのモデル実証事業

公募要領

■ 公募期間

令和6年2月 26 日(月)～令和6年4月5日(金) 17:00(郵送・メール必着)

■ 質問受付期間

令和6年2月 26 日(月)～令和6年3月 14 日(木) 17:00(必着)

■ 問合せ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先: hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp

注: 在宅勤務等で担当者が不在の場合もあるため、電子メールによりお問い合わせください。また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和6年2月

【申請に当たり必ずお読みください】

- 本事業は、観光庁、有識者及び地域の関係者が連携して、第2のふるさとづくり等の新たな仕掛けづくりにより、継続的かつ多頻度での来訪による交流人口・関係人口の拡大、地域活性化につなげる実証事業であり、本公募は、この実証事業に協力いただける事業実施者を募集するものです。
- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業※1の一環として行うものであり、国によるこの調査に要する経費を国費により負担するものです。
- 調査結果を優良事例として広く横展開をする観点から、選定過程及び選定後において、必要に応じて観光庁又は有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を申請内容（提案内容）から変更していただくことがあり、当該内容等のとおり実証を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- 実証事業の選定においては、書面審査・動画に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を併せて行う予定です。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員及び事業事務局（観光庁が別途指定する事業事務局を指す。）に提供します。
- 選定された実証事業の進捗・執行管理は、原則、事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。
- 本事業は、令和6年度の単年度事業ですが、令和7年度以降も、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指すことを求めるものとします。
- 本公募は、令和6年度予算成立後、速やかに本事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。予算の執行は、令和6年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

※1 令和6年度「新たな交流市場・観光資源の創出事業」

I. 事業概要

背景・目的

近年、地方移住への関心がある人や田舎にあこがれを持つ若者が、他者とのリアルな繋がりを求める動きがあり、新たな旅へのニーズが増加しています。

また大手民間企業では、テレワークが浸透する中で、場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となっており、職場や自宅を離れ、日常にない気付きや学び、交流を目的に地方部への人の転出や移住への関心が高まり、働き方、住まい方は従来に比べ大きく流動化、多様化しています。

このような変化の中で、地域の資源（食、自然、農業、歴史、社会・文化、伝統産業・産品など）や人に触れ、継続的かつ多頻度での来訪から地域との関係性が段階的に深まることにより、地域への愛着が深まり、自発的な来訪の頻度が増え、滞在が長期化しうる可能性があります。これにより、交流人口・関係人口の創出や地域活性化へつながることが期待されるほか、このような継続的かつ多頻度での来訪を促す新たな旅のスタイルは観光振興だけでなく、移住・定住や二地域居住の促進にも寄与するものです。

観光庁では、過年度事業を踏まえ、継続的かつ多頻度での来訪を促進する専門的なプログラムの造成や、滞在環境・移動環境に関する取組を実施するモデルの実証を行い、優良事例を広く横展開するため、以下の募集を実施します。

II. 募集内容等

1. 申請条件

事業実施者の対象となる申請者は、次の条件を全て満たす者とします。

- (1) 申請主体は地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体・協議会とします。なお、申請の代表主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とし、地方公共団体の実施体制への参画及び本事業についての地方公共団体からの趣意書の提出を求めます（代表主体が観光地域づくり法人(DMO)の場合も、地方公共団体からの趣意書提出を求めるものとします。）。

また、代表主体が本事業における別の申請の代表主体となることは認めません。

- (2) 取組内容を広く地方創生・地域活性化につなげるため、地方公共団体の観光関連部署だけでなく、移住関連部署や産業振興部署等の関係部署との連携を必須とします。
- (3) 代表主体は、「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」※2に参画をしているものとします。

（ネットワークについては、随時募集中のため申請書提出前までに参画することとします。）

- (4) 実施体制内に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこととします。

※2 「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」についてはこちらご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kankochu/news05_000325.html

募集する実証事業

実証事業の目的は次のとおりとします。

- (1) 観光庁及び有識者と協働し、地域資源を活用した第2のふるさとづくりの新たな仕掛けづくりによ

り、継続的かつ多頻度での来訪を通じた交流人口及び関係人口の拡大や地域活性化につなげる取組を行うものとします。

具体的には、地域関係者の幅広い参画の下、初来訪を終えている人等、来訪地域への理解や地域住民との交流が一定程度進んでいる層を対象に、より深い自身の学びにつながる体験や自身のスキルを地域で生かすことができる環境を提供する等のターゲット層の更なるニーズを実現する専門的なプログラムを造成することで、来訪者が地域住民との関係を築くだけでなく、地域への愛着を深め、継続的かつ多頻度での来訪を創出するものを対象とします。

また、それらを通じ、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進を加速し、関係人口を新たに創出するほか、人口減少に付随する産業振興の課題の解決や、二地域居住・多地域居住、移住・定住の増加等へとつなげます。詳細な事業の申請内容については、次の(2)(3)に記載しています。

(2)過去の取組や来訪情報等をもとに本事業のターゲットとなりうる層に対してのニーズ分析を行い、提供できる地域の潜在能力や地域資源を考慮した上で、継続的な多頻度での来訪を促進するための課題を明確にするともに、ターゲットを定めることを求めます。

(3)継続的かつ多頻度での来訪を促進するための地域の課題の解決を目的とし、第2のふるさとづくりプロジェクトに関する有識者会議資料及び過年度モデル実証事業を参考とした上で、次に掲げる①②に関する取組を実施することとします。このうち、①の i から iii の全て及び②の i . については必須とし、② ii . から iv . については、このうちのいずれかに取り組むこととします。

①継続的かつ多頻度での来訪を促す仕組みづくり

i . ターゲット層に応じた専門的なプログラムの造成

継続的かつ多頻度での来訪を創出するために、(2)で分析されたターゲットに対して、ターゲット層のニーズに応じた専門的なプログラムを実施することで、ターゲットの関心を継続させ、自身のスキルを発揮できる場等を提供するとともに、地域住民や来訪者同士の交流を通じて、地域への愛着を更に深め、来訪者の自発的な来訪を促進させることを目的とします。

なお、継続的かつ多頻度での来訪が課題であることを踏まえ、実証期間中に本事業により地域に4回以上来訪した人を10人以上創出することとします。

また、下記5.(3)に記載のとおり、本事業終了後も継続的かつ自発的な再来訪を促すとともに、事業の自走化等の持続可能性の向上を図る観点から、モニターツアー参加者の経費を負担することは原則不可とします(ただし、観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合においてはこの限りではありません。)。

ii . ①の i . による来訪の前後において地域の関係性の継続・深化を図るための取組

来訪時のプログラムの実施の効果を高め、地域との関係性の継続・深化を来訪時以外にも図る観点から、プログラムの実施前から深く地域の文化や自然を学ぶことができるオフラインイベントや勉強会、プログラム参加者を対象としたオンラインコミュニケーションツールの活

用等を実施していただきます。

また、地域に来訪する人のニーズを把握しプログラムの磨き上げを行うため、ターゲットの属性や再来訪者数を捉える CRM の活用等を実施していただきます。

iii. 地域側の受入体制の構築

事業として持続的かつ確実に実施していくために、本事業の意義や目的等を地域の民間事業者や住民等で共有するような理解促進講座を開催し合意形成を図るだけでなく、民間事業者や地方自治体等が一体となった戦略策定のためのワークショップを実施する等、地域を巻き込んだ受入体制を構築していただきます。

②継続的かつ多頻度での来訪を促進するための滞在・移動環境の実証

- i. 地域との深い交流を生み出す交流拠点の構築のための実証
- ii. 継続的かつ多頻度での来訪に適した宿泊環境の整備のための実証
- iii. 継続的かつ多頻度での来訪に適した移動環境の整備のための実証
- iv. 滞在期間中の地域内消費の拡大・地域との交流の深化を図るための移動環境の整備のための実証

(4)事業の自走化等の持続可能性の向上を図る観点から、(3)で実施した取組を踏まえ、中長期的な方針・計画を定めることを求めます。

2. 実証事業の実施に付随する業務

選定された事業実施者は、実証事業の実施に付随し、次の業務にも取り組んでいただきます。付随する業務についての詳細は、事業選定後、事業事務局から別途連絡をします。

(1)事業計画書及び事業実施報告書の作成

実証事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ事業事務局と調整の上で、本申請の内容等をもとに、改めて事業計画書を作成いただきます。また、実証事業の終了時に、事業実施報告書を作成いただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果の結果及び課題の抽出、それらの地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。あわせて、令和6年度末に事業事務局にて開催を予定している成果報告会等において、成果の報告をしていただきます。

(2)事業の進捗状況等の報告

選定された実証事業の進捗・執行管理は、代表主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。このため、「2. 募集する実証事業」及び「3. 実証事業の実施に付随する業務」(以下「実証事業等」という。)の期間中は、適宜、進捗状況等を事業事務局へ報告いただきます。なお、進捗報告については、月に1回程度を想定しています。

(3)観光庁にて実施する関係性の深化に関する分析調査への協力

別途、観光庁にて実施する、地域への来訪者が関係人口や二地域居住・多地域居住・移住層に緩やかに移行するプロセスに関する分析調査のため、実証地域における来訪者へのアンケートを依頼します。アンケートは観光庁から配布し、モニターツアー等の参加者への協力依頼・回収にご協力いただきます。詳細は採択後、事業事務局からご連絡します。

(4)事業事務局にて実施する調査及び情報発信への協力

別途、事業事務局にて「第2のふるさとづくりプロジェクト」に関する調査を実施する予定であり、調査に当たって実証地域へのアンケート・ヒアリングへ協力依頼があった際には協力をお願いします。また、本プロジェクトを広く情報発信し、機運醸成をするため、取材やセミナー等の実施も予定しており、セミナー等での登壇や広報資料に使用する写真の提供等にご協力をお願いする場合があります。

3. 応募申請書の記載に当たってのポイント

(1)本事業の申請対象外となるケースについて

本事業においては、第2のふるさとづくり等の新たな仕掛けを作ることにより交流人口・関係人口の拡大及び地域が一体となって地域活性化を図ることを目的としており、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進等、又は他地域への横展開への寄与度が低いと考えられる取組については、本事業の申請対象とはなりません。

【例】○数日間のイベント

- 無料のモニターツアーのみの実施
- 単なる広報素材のみの作成等

(2)過年度の「第2のふるさとづくりプロジェクト」のモデル実証事業採択者について

本事業の申請は可能ですが、過年度事業の成果を踏まえての進展(課題となった点及びその解決に向けた具体的方策等)について明確な記載を求めるものとします。

(3)外的要因による影響に考慮した事業計画の策定について

感染症の拡大や災害の発生等の外的要因による影響により、選定後、当初の計画どおりに実証事業を実施できない場合も想定されるため、本申請において計画を策定する段階で、「7. 実証事業等の経費計上期間(実施期間)」に記載した経費計上期間(実施期間)内に実施できる蓋然性が低い計画とならないよう、留意してください。

(4)申請前の各種調整等について

申請前に、次の事項について調整等を行ってください。調整等を行っていないにも関わらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われない

ことがあります。

- ① 地方公共団体、民間事業者等との連携においては、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整することとします。
- ② 実証事業実施に当たり、各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うこととします。

4. 経費について

本事業における実証事業は、**補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施**し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものであり、国によるこの調査に要する経費を、国費により負担するものです。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

(1) 実証事業等において対象とする経費

実証事業の規模(国費による部分)については、1事業当たり 15 百万円を上限とします。ただし、有識者による審査の過程において、採択件数の多寡や申請内容により、金額の調整を行う可能性があります。採択件数については、12 件程度を予定しており、二次募集を行う予定はありません。

具体的には、次の事業活動を対象とします。

【事業活動】

- 取組内容の企画開発
- 合意形成や戦略策定、コミュニケーション研修等のためのワークショップ、協議会開催
- コンシェルジュの育成
- 専門家からの意見聴取
- 継続的かつ多頻度での来訪を促すためのイベント・研修等の開催
- 既存地域ファンの観光行動や消費行動の調査分析
- CRM の活用(システム開発費用は除く。)
- 写真、動画、SNS、ホームページ、フライヤー等を活用して、地域リピーターのファン心理を刺激し、来訪や応援消費を増幅させるなどのコミュニケーションツールの作成
- モニターツアーの実施
- 再来訪の誘因となる地域内クーポン等、自発的再来訪に向けたインセンティブの構築
- 滞在環境・移動環境の実証実験(新築・改築や物品購入等のハード整備は除く。)
- 効果検証、課題抽出のためのアンケート・ヒアリングの実施・分析

(2) 対象とする経費の項目について

「1. 申請条件」、「2. 募集する実証事業」及び「3. 実証事業の実施に付随する業務」の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費であって、下表の項目により適切に計上されている

ものが対象となります。なお、経費の計上期間は、「7. 経費計上期間(実施期間)」内に限ります。

対象経費の項目		概要
I. 実証事業等の費用	i. 人件費・賃金	本事業を行うために必要な人件費※3(例: 報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費) 実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
	ii. 旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	実証事業等を行うために必要な謝金(例: 会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。 貴団体の謝金規定等に基づき計上してください(ただし、国の支出基準は超えないこと。)
	iv. 広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用(例: ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用)。
	v. 借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。(新築・改築や物品購入等のハード事業は対象外。)
	vi. 消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品(例: 紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	vii. その他諸経費	実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例: 通信運搬費(例: 郵便料、運送料、通信・電話料)、光熱水料(例: 電気、水道、ガスの料金)、損害保険料、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費
II. 再委託費		事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
III. 一般管理費		実証事業等を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及び II. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。(II. に一般管理費が含まれる場合は、合計額からその額を除く。)

※3 人件費については、観光庁が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリング等において詳細に確認をさせていただきますので、予めご留意ください。

(3) 対象外とする経費

以下の事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

- ①国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ②建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ④コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑤事業実施者における経常的な経費(実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑥実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等(例: 机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ⑦親睦会に係る経費
- ⑧国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑨本事業の申請に要した費用
- ⑩モニターツアー参加者の滞在費・交通費(観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除く)。
- ⑪その他実証事業等と無関係と思われる経費

(4) 実証事業等の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事業事務局が精査し、事業完了後に事業実施者(複数の事業者が連携して実証事業を行う場合は、代表又は経理担当となる主体。)へ支出する精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、実証事業者が負担するものとします。

5. 実証事業等の委託に関する事項

事業実施者に選定され、実証事業等の一部を事業実施者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁及び事業事務局に可否を確認する必要があります。また、持続可能な地域の体制づくりを推進する観点から、代表主体以外の特定の一社に対して全額を再委託することはできません。

なお、事業の主たる部分(企画、運営、取りまとめ等)の委託はできず、代表主体が行うこととします。

6. 経費計上期間(実施期間)

(1) 実証事業の経費計上期間(実施期間)

原則として、観光庁及び有識者により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、

事業計画書を作成し、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年1月31日までを対象とします。

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の実証事業についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も実証事業を行うことは前提としないよう、留意してください。

(2) 実証事業に付随する業務の経費計上期間(実施期間)

実証事業の開始前に作成していただく事業計画書の作成に要する人件費等の経費も、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

Ⅲ. 事業実施者の選定

1. 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、「2. 選定基準」に従って、申請期限までに申請があった提案の中から、観光庁及び有識者により構成される選定委員会において選定を行い、5月下旬頃に採択事業を公表する予定です。

(1) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

< 必須項目 >

①事業内容の理解度	(ア) 事業趣旨の基本的な理解があり、これを実現するための戦略や計画が検討・立案されているか。 (イ) 地域の現状、潜在能力及び今後取り組むべき課題を理解できているか。 (ウ) 地域の現状を理解した上で、的確なターゲット設定ができているか。
②提案内容の独創性	(ア) 取組内容の独創性・新規性があるか。 (イ) 調査・実証事業として、手法の発展や精度の向上、他地域への横展開へ寄与する内容が含まれているか。
③提案内容の具体性	(ア) 実証事業で検証する仮説が具体的に設定されているか。 (イ) 具体的な計画に沿い、妥当なアウトプット(定量的・定性的)が立てられているか。
④計画の確実性	(ア) 実証事業の実施体制に確実性があるか。 (イ) 確実性の高い実証事業実施の工程になっているか。 (ウ) 資金調達計画(精算払い又は金融機関との連携)に確実性があるか。 (エ) 安全対策等が整備されている又は検討されているか。
⑤次年度以降の継続性	(ア) 次年度以降の継続に向け、地域活性化に資する具体的なアウトカムが検討されているか。

	(イ) 次年度以降、継続して取組を行うための資金計画、実施体制等に確実性があるか。
--	---

注 申請条件及び必須項目が満たされていない場合は内容の如何に関わらず、不採択となる場合があります。

(2) 審査における加点項目

実証事業の提案において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

①既に実施している他の取組や、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大きいこと。

(例) 本実証事業に関連して観光庁及び関係省庁の実施する予算事業の活用をする場合、
二地域居住等の促進に関する施策と連携して実施する場合等

②申請段階で事業の自走化に向けた具体的な取組に関する記載があること。

③地域の受入れ体制において、重層的なコンシェルジュの仕組みなど、来訪者のニーズに対して高い満足度を得られるような計画を立てていること。

④「②継続的かつ多頻度での来訪を促進するための滞在・移動環境の実証」の iii. 及び iv. の取組に関して、地方公共団体または交通事業者が主体となり、地域交通に関しても検討が行われ、具体化されていること。

⑤観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画していること。

⑥事業推進に当たり、地域の幅広い多様な産業との連携等により経済波及効果の最大化、地域の雇用の質・生産性の向上を図る等の取組を行っていること。また、地域資源及び産業・雇用・社会の持続可能性の向上に資する総合的な分析・取組が検討・実施されていること。

2. ヒアリングの実施等

選定に当たり必要に応じて、申請内容(提案内容)に関するヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

いずれの場合も、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

3. 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事業事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等について公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

4. 実証事業の申請方法

【申請書類の提出方法】

電子媒体による提出のみとします。(紙媒体での提出は不可。)

動画については、CD-ROM または DVD-ROM 等の電子媒体を、郵送で提出してください。(USBでの提出は不可。)

【提出物】

<申請書類について>

下表の様式・ファイル形式に沿い、(1) Excel 形式1点及び(2)PowerPoint 形式1点の電子データ計2点を電子メールに添付し、提出してください。(1)及び(2)の様式は、観光庁ウェブサイトからダウンロードできます。

提出物	様式
(1)Excel 形式	様式1:申請書
	様式2:実証事業の計画
	様式3:必要経費の内訳
	様式4:趣意書
(2)PowerPoint 形式	事業概要説明書

(注意点)

- 各様式は、日本産業規格 A 列4版(A4)及び日本語で作成してください。
- 様式2の計画については、事業計画書作成後(6月上旬以降を目安)として作成してください。
- 提出する電子データ2点について、**実証事業の実施地域の市区町村コードを【 】で囲い、地域名・代表主体名をそれぞれのファイル名の冒頭に付してください。**

市区町村コード(団体コード)は、総務省のウェブサイトから検索することができます。

(<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)

例: 実施地域が東京都千代田区、代表主体が観光庁の場合…

【131016】東京都千代田区_観光庁_申請書類.xlsx、

【131016】東京都千代田区_観光庁_事業概要説明書.pptx

- 提出する電子データ2点は、**ファイル容量が合わせて 10MB 以内**となるようにしてください。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成してください。
- 提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「**【問合せ】**」と付記し、電子メールにより観光庁へご相談ください。
- 当該電子データには、ウイルスチェックを実施してください。

<動画データについて>

上記の申請書類を補完するものとして、動画データの提出を求めます。動画のクオリティについては、評価対象外となります。本事業を申請するにあたっての**考え方や実施したい内容について、5分以内**にまとめ、録画や編集を行ってください。

動画の作成においては、発表者の顔及び声が映る形で次を参考に自由に作成をしてください。

- ①カメラやスマートフォンを用いた録画
- ②プレゼン資料を使用し、オンライン会議ツールの録画機能の活用
- ③既存の画像や動画を編集した動画(著作権及び肖像権には注意すること。)

なお、動画の冒頭に実証事業を実施する地域名及び代表主体名を述べるようにしてください。
CD-R または DVD-R に格納した後、郵送にて提出をいただきます。

【宛先】 観光庁観光資源課 第2のふるさとづくりプロジェクト担当

＜書類＞ 電子メール hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp

注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「**提出**」と付記してください。

＜動画＞ 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

観光庁観光地域振興部観光資源課 第2のふるさとづくりプロジェクト担当

【申請期限】 令和6年4月5日（金） 17:00（必着）

注：本期限までに受領したものを有効として取り扱います。

一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

【申請後の連絡】

- 電子メールの受信後、事業事務局から2開庁日以内に受信確認のメールを送付します。
- 動画についての受信確認は行いませんので、必要な方は追跡サービス等をご活用ください。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のため電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ヒアリング（遠隔によるものを含む。）対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

5. 公募・申請手続に関する質問

【質問方法】

電子メールによりお問い合わせください。在宅勤務等で担当者が不在の場合があるため、観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

【質問受付期間】

令和6年2月 26 日（月）～令和6年3月 14 日（木） 17:00（必着）

【宛先】 電子メール hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp

注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「**問合せ**」と付記してください。

【質問後の連絡】

- 電子メールの受信後、3開庁日以内に回答のメールを送付します。3開庁日を経過しても届

かない場合を除き、観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

IV. 留意点

本事業における実証事業は、**補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施**し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うこととしています。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

このことに鑑み、申請に当たっては以下の点についても留意してください。

1. 申請内容等について

- (1) 実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としていないものとします。
- (2) 実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないでください。
- (3) 選定においては、書面・動画審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を併せて行います。申請書類・動画データ、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (4) 申請書類・動画データ、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (5) 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

2. 事業期間中について

- (1) 選定された実証事業の進捗・執行管理は、原則事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- (2) 実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該実証事業の内容を変更する場合又は実証事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁又は事業事務局の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認や有識者等の意見に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (3) 本事業は、令和6年度の単年度事業のため、実証事業等の経費を令和7年度へ繰り越して国費で負担することはできません。令和7年度以降は、本事業における実証事業で構築したモデルを継続的に活用・展開し、自ら地域活性化を目指すことを求めます。このため、令和7年度以降においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

3. 事業経費・精算について

- (1) 申請時においては明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「Ⅱ.3.（1）」におけ

る報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。また、事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様です。

- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁及び有識者により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年1月31日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の実証事業についても対象とすると観光庁及び事業事務局が判断した場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外の実証事業を行うことは前提としないよう留意してください。)。このため、申請に要する経費等は、実証事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 事業実施者は、実証事業等に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (5) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。
- (6) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出していただき、対象経費であるかを観光庁及び事業事務局が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可としますので、採択後に事業事務局にご相談ください。

4. メディア等からの問合せ等について

メディア等から実証事業について問合せや取材があった場合、必ず、遅滞なく事業事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送されるなどされた場合には、必ず、遅滞なく事業事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めていただきます。

5. その他

- (1) 実証事業のPR映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。
- (2) 特定された実証事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (3) 実証事業の成果物(「Ⅱ. 募集内容等」の「3. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指す。以下同じ。)の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ① 成果物に関する著作権^{※4}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。

- ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※4 著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

(4) 実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。

- ① 提供を受けた情報及び実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
- ② 提供を受けた情報及び実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事業事務局と協議の上、令和7年3月31日以降速やかに全て消去する。

(5) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律 66 号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

令和5年度 第2のふるさとづくりプロジェクト 事業報告書

1. 観光庁における「第2のふるさとづくりプロジェクト」の目的

- ・ 国内交流市場の拡大を目標に「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの普及・定着を図る。
- ・ 地域との継続的な交流の拡大、滞在環境・移動環境の整備に向けたモデルの実証。
- ・ 地域資源を活用した第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりにより、反復継続した来訪者などの交流人口・関係人口の拡大や地域活性化につなげる。

2. 栗東市の「第2のふるさとづくりプロジェクト」における課題

「第2のふるさとづくりプロジェクト」を実施するにあたり、挙げられた栗東市の観光振興における課題は次のとおり。

① 現有の観光資源の磨き上げと活用

地域にある資源価値を十分に引き出すことができていない。

② 観光資源として認識されていない隠れた魅力の発掘

当市の山間部では、金勝山ハイキングコース、狛坂磨崖仏、金勝寺などの自然や歴史的価値のある観光資源があるが、他にも観光資源となりうるものがあると思われることから、地域資源を見直し、隠れた魅力発見に努める。

③ 交通アクセスの利便性の向上

公共交通機関を利用する来訪者に向けた交通手段が乏しく、利便性を図るために二次交通の充実が必要である。

3. 事業内容（解決に向けた事業）

- ① 走井地区における地域の伝統文化である左義長や都市部ではできない稲刈りなど、本市の隠れた魅力を発掘や発信を行い、誘客を図る。

- ・ 地域を活かした体験プログラムの開催

走井地区内で「稲刈り体験」、「走井で村コン（婚活イベント）」、「収穫祭」の3回

のイベントを実施。

参加者：のべ309人

- ・ リピーター向け体験プログラムの開催

コミュニティ形成を狙いとした体験プログラムとして、地域の伝統行事として「左義長」を体験するイベントを開催。過疎化と高齢化により、伝統行事を持続していくことが難しくなっている中、リピーターの再訪により伝統行事を実施し、地元住民と再訪者の交流を図る。

参加者：42名(学生10名、一般32名)

② 山間部である走井地区での住居を使用し民泊を実施。山間部での田舎暮らし体験を実施し、新たな事業化を図る。

- ・ 古民家での宿泊体験

将来的な空き家の利用率向上や活用を図ることを意図し、地域の民家を活用したモニターツアー（宿泊体験）を実施。走井地区内の3家族が受け入れ先となり、一般家族、学生などを対象に実施。

参加者：23人、（学生8名×2回、一般家族1家族3名、
住まいの記憶史調査参加学生4名）

③ 季節運行バス「めぐりちゃん」バスの増便により、走井地区までの交通を確保し、走井地区への来訪を促す。

- ・ 季節運行バスの拡充

交通空白地区において駅から二次交通を確保することにより、来訪者にどのような影響があるか実証実験を実施。イベント実施日8日間に「季節限定運行」及び「貸し切り運行」として運行。

運行区間：JR手原駅から走井集落（8km）

バス運行日数：8日間

利用者数：のべ44名（一日あたり5.5名）

4. 令和5年「第2のふるさとづくりプロジェクト」に関する検証

① 現有の観光資源の磨き上げと活用

走井での体験事業については、地域を活かした体験プログラムを三回開催し、のべ309人、地域の方と協働で取り組む体験プログラム「左義長」では42人の参加があった。一定の参加者があることから、地域の活性化に貢献できていると考えられ、今後も継続的に誘客が期待できる。

② 観光資源として認識されていない隠れた魅力の発掘

古民家を活かした宿泊を実施するためモニターツアーや学生の住まいの記憶史調査などを実施し一定の参加者があった。特に住まいの記憶史調査については引き続き実施するよう観光庁から好評を得ており、さらなる発展が期待できる。今後は有料ツアーの実施など商品化を図っていく必要がある。

③ 交通アクセスの利便性の向上

バスについては一日当たりの乗車数が5.5人であった。11月におけるめぐりちゃんバス(JR手原駅～金勝寺)の乗降客が一日平均26人であることから、JR手原駅～走井のルートではバスの需要が少ないと判断できる。

④ 今後について

事業全体を通じ、「第2のふるさとづくりプロジェクト」が掲げる「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新しい旅のスタイル構築に向け事業を行ってきた中で、令和5年度の事業で培われた「地域との関係性」は、今後における金勝地区山間部での観光振興に不可欠であることから、維持していくべきと考える。また、令和6年度以降は、走井地区のみで実施していた事業を他の地域に広げ、金勝地域をはじめ、他の地域も活性化できるよう事業地域を広げていく必要があるといえる。

各事業では、稲刈り体験、左義長などの体験プログラムは好評であり、古民家を活用した宿泊利用については、学生の誘客など一定の成果があった。今後は、走井地区を会場とした有料ツアーの実施に向け、旅行会社等と連携を図っていく必要がある。また、バスの運行については、めぐりちゃんバスの乗降客に比べ走井行きのバスには乗降客が少なく、今後もバス利用者は多く望めないが、二次交通の確保及び交通手段の多様性という観点からさらなる検討が必要と考える。

〈検証する仮説〉地域での宿泊体験や農業体験、住民との交流を通して豊かな自然・やまのある暮らしを体感すること（家族向けの農業・自然等を題材とした学びのプログラムと学生向けの地域行事にボランティアで参加するプログラムを造成）、2次交通や空き家を活用した宿泊環境整備、旅アトも地域と関われるコミュニケーションツールの運用により、第2のふるさとと呼べるような地域になりえるのではないかと。

〈取組概要〉すぐそこにある自然を活かし、森林や農業に触れる機会を創出。通年であそび、体験、学びが可能なフィールドを提供し、遊びに来る側・提供(運営参加等)する側の両面で関われる仕掛けを作り、地域の頼れる窓口（コンシェルジュ）がある体制を構築する。家族連れ等の再来訪を促すとともに、走井を原体験の場としてもらうことで、子どもや学生達が将来も再訪する「第2のふるさと」としてもらう。

〈実施体制〉（一社）栗東市観光協会/栗東市/明日の走井を考える会/NPO法人くらすむ滋賀/帝産湖南交通/TRADトラッド/Melialei

① 自然・文化体験プログラム×二次交通整備

自然・遊休農地を再生した体験農場・生業と文化などの地域資源を活用し、体験プログラム（稲刈り体験、走井de村コン、収穫祭、住まいの記憶史調査等）を造成。これらにあわせて地域での宿泊体験(モニターツアー)や既存の期間限定運行バスの路線拡大増便等を実施した。農業を軸に通年で連続性・ストーリー性あるプログラムを提供することで来訪者を獲得し再来訪者へと結びつけていく仕掛けを構築した。

② 学生コンシェルジュ＝支援者×再来訪者の獲得

走井の里を研究フィールドとする大学生に、地域の催事や伝統行事の企画・運営および、来訪者の案内役（学生コンシェルジュ）を担ってもらった。来訪者と地域との橋渡し役となりコミュニケーションを促進、催事等の企画・運営の質向も実現した。学生自身にとっても、走井住民との交流や共同作業が自身の成長につながる“原体験”となった。「卒業後も走井との交流を続けたい」「地域の観光振興に就職を考えたい」等の声が得られ、走井が“第2のふるさと”となる手応えある活動になった。

③ モニターツアー×運営参加×再来訪者コミュニティ形成

メインターゲットである家族連れおよび学生を対象として、地域での宿泊体験（モニターツアー）を実施。リピーター来訪者と地域住民との共同作業による地域の伝統行事「左義長」体験を実施。来訪者がより地域に打ち解け、地域理解を深める仕掛けとなった。旅アトも地域とのコミュニケーションが図れるように、リピーターを対象とした年間パス（会員証）およびオープンチャットを開設、ファンコミュニティを形成した。



取り組みの成果と課題（定性的なアウトプット）

「ありふれた農山村で、都市に近い」立地を活かし、農を中心に生業・文化を資源とした連続性ある体験プログラムを提供することで、誘客と再来訪者に結びつけられた。特に子ども連れ家族の「里帰りのような体験」ニーズを明確化できた。学生コンシェルジュの導入によりプログラムの企画・運営の質を高め、かつ参加学生も将来の再来訪者となった。「地域の日常を楽しむ（イベント化しない）体験」へのニーズが見い出され、地域側の負荷の軽減や再来訪者との深い交流に結びつくと期待された。後輩学生との交流の継承と合わせ、今後の取り組み課題としたい。

取り組みの成果（定量的なアウトプット）

プログラム開発：旅ナカ体験 5件・参加315名
旅アト体験 1件・参加42名
地域の支援体制：学生コンシェルジュ育成 8名
リピーター獲得：催事等の再来訪者 66名
年間パス発行 13名（＋予定20名）